

公益財団法人静岡県産業振興財団
理事長 中西 勝則 殿

間接補助事業者 住所 静岡市葵区追手町44-1
名称 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

令和 3 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金
実績報告書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)実施要領第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

(1) 外国特許庁への出願の種別 (いずれかに○)

(外国出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考:国内基礎出願)

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

(2) 外国特許庁への出願の方法 (該当するものに○ (複数可))

<input type="radio"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="radio"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行った P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

原則、採択された申請書と同じ内容となります。
出願方法を変更する場合は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容 (概要) 発明等の名称： 発明等の内容： 基礎出願からの変更：				申請書「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」と同じ内容になります。申請書に基礎出願からの変更を記載されている場合は、その内容もご記入ください。それ以外に出願内容を変更する場合は、必ず事前にご連絡ください。連絡なく変更した場合は補助金の対象外となります。	
外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号		特願2019-○○○○○○○ PCT/JP2020/○○○○○○○ (特許第○○○○○○○○号)		PCT 出願の場合は、PCT 出願番号も記入。 日本国内で登録になった場合は、登録番号も記入してください。	
外国特許庁への出願国名		外国特許庁への出願番号		外国特許庁への出願日	
米国		15○○○○○○○		2020年11月1日	
欧州		○○○○○○○○.○		2020年11月1日	
中国		番号未付与		2020年11月5日	
共同出願における持分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入					
持分割合		費用負担割合			

報告書提出日までに、出願番号が確認できない場合は「番号未付与」と記入し、番号が確定次第、証明書類と共にご連絡ください。

共同出願の場合のみ記入してください。申請書と持分、費用負担割合に変更がなければ、証明書類の添付は必要ありません。申請書の内容から変更する場合は証明書類が必要です。変更することが決まった時点で必ず連絡を入れてください。

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	922,555
間接補助金充当額	872,000
合 計	1,794,555

「合計」－「間接補助金充当額」
＝「自己資金」となります

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計		外国特許 庁への出 願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／ 合計
米国	実績額	84,197	212,010	194,400	174,960	665,567
欧州	実績額	403,818	166,611	194,400	0	764,829
中国	実績額	51,396	120,158	108,000	84,605	364,159
外国出願経費 合計	実績額	539,411	498,779	496,800	259,565	1,794,555
助成対象経費	実績額	539,411	498,779	460,000	246,605	1,744,795
持ち分に応じ た対象経費	実績額					
間接補助金 充当額	交付決定額					880,000
	実績額					872,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

請求書の請求金額（税込み）を記入してください。
源泉所得税を差し引いて請求されている場合は、**源泉徴収前**の金額を記入してください。

共同出願でない場合は記入の必要はありません。

交付決定通知に記載の金額を記入してください。
変更申請をした場合は、変更後の金額を記入してください。

外国出願経費から補助対象外経費を引いた**補助対象経費のみ**を記入してください。
おもな補助対象外経費
・消費税
・特許印紙代
・出願と同時にしなかつた手続きに係る経費
そのほか、不明な経費についてはお問合せください。

助成対象経費の1/2の金額
（千円未満切捨て）を記入してください。
ただし、**交付決定額を超える場合は、交付決定額を記入**してください。

◆助成対象経費となる振込手数料◆

- ・国内代理人が現地代理人に対して費用を支払う際にかかる振込手数料
→「国内代理人費用」に計上してください。
- ・間接補助事業者が国内代理人に対して費用を支払う際にかかる振込手数料
→「国内代理人費用」に計上してください。
- ・国内代理人又は間接補助事業者がWIPOに対して費用を支払う際にかかる振込手数料
→「外国特許庁への出願手数料」に計上してください。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方（弁理士等名）	支出年月日
国内	〇〇特許事務所	2020年11月30日
	◎◎翻訳会社	2020年11月30日
現地	米国：□□PATENT PARTNERS	2020年11月10日
	欧州：××INTERNATIONAL PATENT LTD.	2020年11月10日
	中国：△△知識産権代理有限公司	2020年11月18日

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

貴社が支払った、支払先及び支払日を記入してください。
なお、支払は原則銀行振込となります。そのほかの支払を予定されている場合は事前にご相談ください。

国内代理人が支払った、支払先、支払日を記入してください。
支払日は海外送金日となります。
国内代理人を頼まなかった場合は貴社が支払った、支払先及び支払日を記入してください。

3. 補助金の振込先金融機関名等

金融機関名		支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ	
		預金名義	

4. 第23条第2項の規定によるフォローアップ調査の送付先

担当者（職名及び氏名）			
送付先	（〒 ）		
電話番号		メールアドレス	@

※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

5. 外国における事業展開等に関する今後の予定

--

(注1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

(注2) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

様式第 6 の別紙

選任代理人が申請者へ
請求した日と同日

令和 3 年 月 日

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て
(申請者)

選任代理人 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び選任代理人の氏名

証明書

令和 3 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業補助金（中小企業等外国出願支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の標章等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴社（個人事業主の場合は貴殿）に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の 1. 及び 2. を確認し証明します。

なお、貴社から支払いを受けた後に、下記 1. 及び 2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴社に返還いたします。

記

1. 外国特許庁への出願費用（外国特許庁費（オフィシャルフィー等））
現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。
※料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。
2. 現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート
請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致していること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算して請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖離がないことを確認していること。